

国立大学法人九州大学における次世代育成支援対策行動計画

目 的

本学では、新たに定められた「九州大学の男女共同参画」において、基本方針のひとつに「仕事と生活の調和・修学及び就業環境の整備」を掲げ、教職員が仕事と子育てを両立できるよう積極的な取り組みを行っている。

全ての教職員にとって、仕事と子育ての両立が可能となるような働きやすい環境をつくとともに、仕事と生活の調和を図ることを目的として、次のような行動計画を策定する。

計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

推進体制

本行動計画を円滑に実施し、計画期間内に目標を達成するために、男女共同参画推進委員会及び男女共同参画推進室において実施状況等について把握・検証し、必要に応じて行動計画の見直しを含めた措置を行う。

計画内容

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備

目標1 計画期間内に、育児休業及び育児部分休業の取得率を90%以上とすること
--

<対策>

- ・ 育児休業及び育児部分休業の制度について、妊娠、出産、育児の一連の流れにおいてどの制度が利用可能なのか、教職員が理解しやすいものにする。
- ・ 父親の育児参加の情報を紹介し、男性の育児参加についての意識の醸成を図り、育児休業等の取得を促す。
- ・ 妊娠、出産、育児にかかる期間を教育・研究業績の停滞期間とは捉えない評価の方法について検討し、育児休業や休暇を取得しやすい環境の整備を推進する。

目標2 学内保育施設の運営及び利便性の向上を図る

<対策>

- ・ 平成21年度に開設した学内保育施設3施設について、利用者のアンケート調査や運営委託業者からの意見聴取などを定期的実施する。
- ・ アンケート調査の集計結果及び入退園の実績、運営経費の状況などを総合的に勘案して運営の改善を図る。
- ・ 病児保育など保育の種類の拡充について検討する。

目標3 出産育児にかかる休業及び休暇取得を促進する

<対策>

- ・ 子供が生まれる際の父親の特別休暇や子の看護のための特別休暇が出産・育児期の教職員に広く認知され利用されるよう周知を図る。
- ・ 部局長会議や事務協議会において、管理職に対して出産・育児に係る最新の制度について周知を図り、所属職員が休暇等を申請しやすい環境を醸成する。

目標4 短時間勤務制度を導入する

<対策>

- ・ 育児期間中の教職員が利用できる短時間勤務制度を導入し、職場復帰を希望する教職員が自分の生活に合う勤務を選択できるようにする。

2 働き方の見直しのための労働条件の整備

目標1 時間外勤務の実績を調査し、長時間労働の縮減を図る

<対策>

- ・ 時間外勤務の実績を調査し、人員配置の見直しや業務の改善・見直しを図る。
- ・ 時間外勤務縮減のための取組や各部署毎に実施している定時退勤日について、さらに確実に実施するよう周知し、各職員の意識向上を図る。
- ・ 会議はできる限り勤務時間内で終了できるよう設定し、勤務時間外会議の自粛に努める。

目標2 年次休暇の取得を促進する

<対策>

- ・ 教職員の年間労働時間を縮減し、心身の健康増進を図るため、年次休暇の取得促進を図る。
- ・ 計画的な年次休暇の取得や夏季の特別休暇と組み合わせた休暇の取得を奨励する。

目標3 「仕事と生活の調和」に関する研修会を開催する

<対策>

- ・ 全教職員を対象に、近年の労働環境や労働観の変化について紹介し、自らの「仕事と生活の調和」について改めて考える機会を提供する。特に、時間外勤務の多い職員やその勤務時間管理者の出席を促し、これまでの働き方を見直すきっかけにしてもらい、「仕事と生活の調和」について意識の向上を図る。